

# 「地図をたよりに」統語論・意味論の接点を探る\*

西垣内 泰介

神戸松蔭女子学院大学 言語科学研究所  
gauchi[at]shoin.ac.jp

---

## The circumstantial adjunct of the form ‘X-o Y-ni’ and the syntax-semantics interface

Taisuke Nishigauchi

Shoin Institute for Linguistic Sciences, Kobe Shoin Women’s University

### Abstract

本論文は、「地図をたよりに（目的地にたどりつく）」のような、「付帯条件」を表すとされる付加表現について新しい提案をしている西垣内 (2019, 『日本語文法』19(1)) の補遺である。そこで提案されている統語的分析の要点を示した上で統語分析の詳細なポイントを追加し (1-2 節), 代名詞束縛, 量化表現の相対スコープ, 「量化詞分離」の現象に基づく「構造的連結性」の議論を提示し (3 節), 「時」に関する解釈など, 統語論分析だけでは捉えられない意味的な要因についての議論を行い (4 節), 西垣内 (2019) で主張している「X を Y に」と「X を Y にして」は構造的に違うものだという議論に, 主に「時」の解釈に関連した議論を追加している (5 節)。また, 西垣内 (2019) の主張のポイントのひとつは三宅 (2011) 以来この現象についての研究で共通認識となっている, この構文と「指定文」との間の平行性がいずれも「関数名詞句」から移動によって派生することから由来する二次的な現象に過ぎないということであるが, 本論文では, そのような平行性が成り立たないことを示す複数のケースを提出する。

The present paper is a supplement to Nishigauchi (2019, *Nihongo Bunpô: Journal of Japanese Grammar* 19(1)). Summary of the analysis developed in Nishigauchi (2019), with the addition of theoretical and analytical detail, is presented (sections

---

\*本研究の一部は、日本学術振興会科学研究費補助金 基盤研究 (C) 「「視点」にかかわる言語現象と理論言語学」(2018 年度～2022 年度、研究代表者: 西垣内 泰介、課題番号: 18K00599) および 基盤研究 (C) 「モダリティと視点に関わる言語現象と統語構造の多層性」(2016 年度～2019 年度、研究代表者: 遠藤 喜雄、課題番号: 16K02639) による援助を受けている。

1–2), arguments for the syntactic analysis based on syntactic connectivity (bound variable interpretation of pronouns, relative scope interpretation of quantifiers, and quantifier float) is presented (section 3), phenomena which require reference to temporal semantics are discussed (section 4), and a more detailed discussion than Nishigauchi (2019) on the difference between ‘X-o Y-ni’ and ‘X-o Y-ni site’ is presented (section 5).

キーワード: 「XをYに」, 「関数名詞(句)」, 指定文, 「時」の解釈

**Key Words:** ‘X-o Y-ni’ adjunct, the functional NP, specificational sentences, temporal interpretation

## 1. はじめに

西垣内 (2019) は, 村木 (1983), 寺村 (1983), 三宅 (2011) など論じられている, 「XをYに…する」という付帯条件を表すとされる構文について, 西垣内 (2016) での分析を発展させた, 2節で説明する「関数名詞句」からの派生による新しい分析を提案している。

- (1) a. 地図をたよりに, (私が) 人をたずねる。(三宅 2011, 75, 例 (23))  
 b. チャドとスーダンを舞台に, 両超大国のつばぜり合いが激化している。(村木 1983, 267, 例 (1))

また, 西垣内 (2019) は, 村木 (1983, 267–268) によって明示的に主張されている, 「XをYに」は「XをYにして」の「して」が省略されたものだという考えに対し, 「XをYに」と「XをYにして」は違うものであり, それぞれ異なった構造と派生を持つことを示す分析を提示している。

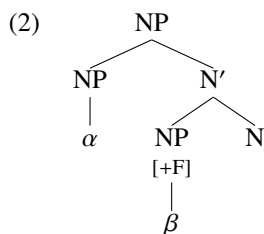
本論文では, 西垣内 (2019) で字数制限のため扱うことができなかった, 意味のないし統語的特性を論じていく。

西垣内 (2019) の主張のポイントのひとつは三宅 (2011) 以来この現象についての研究で共通認識となっている, この構文と「指定文」との間の平行性がいずれも「関数名詞句」から移動によって派生することから由来する二次的な現象に過ぎないということであるが, 本論文では, 2節以降で, そのような平行性が成り立たないことを示す複数のケースを提出する。

## 2. 「関数名詞句」による派生

### 2.1. 「関数名詞句」

西垣内 (2016) は, 「XをYに」の構造と派生に関して, 西垣内 (2016) では「中核名詞句」と呼ばれ, 西垣内 (2018) 以降では「関数名詞句」と呼ばれている名詞句の構造から「XをYに」が派生するという趣旨の分析を展開している。「関数名詞句」は, その投射の中で2項をとる名詞を主要部とする名詞句である (西垣内 2016, (24), (25) を改訂)。



- (3) 「関数名詞句」の主要部 N は、外項  $\alpha$  が N の意味的領域を限定 (delimit) し、内項  $\beta$ [+F] が  $\alpha$  によって限定された N の意味内容を「構成する」(constitute) 「値」(value) としての意味内容を持つ範疇である。

この主要部 N のはたらきを意味論的に表示すると、次の述語 P によって示されるものである<sup>1</sup>。

$$(4) \quad \text{Max}(\lambda x.P([\alpha],x)) = [\beta]$$

ここで示されているアイデアは、限定する働きを持つ  $\alpha$  と P という関係を持つもの (さまざまなタイプの実在物) の集合の中で最大の値、もっとも好ましいケースが唯一の存在であって、直感的には外項  $\alpha$  によって限定される P の「値」を過不足なく指定するのが内項を占める  $\beta$  のはたらきである。

## 2.2. 「たよりに」 vs. 「きっかけ」

従来の、「飽和」「非飽和」の分類にとどまる「非飽和名詞」に基づく考察と「関数名詞句」からの派生に基づく分析が決定的に異なるのは、「関数名詞」がその投射の中にさまざまなタイプの言語表現をその項として持ち、それらの項の間の「関係」を表すということである。そこから、どのようなタイプの言語表現の関係が表されるかという発想が生まれ、従来気づかれなかったこの構文の特性に光が当てられることにつながる。

「地図をたよりに」の「たよりに」を例に取ると、「たよりに」は「(たよる) 人」と「(たよられる) 人、物 (道具など)」の関係を表すものである。この、当たり前のことが、「地図をたよりに」の構文について、従来気づかれたことのない事実とつながっていく。それは、「地図をたよりに」の構文の主節として能動文、受動文は可能だが、非対格構文は容認性が低いということである。

- (5) a. 地図をたよりに、タカシがその家を見つけた。  
 b. 地図をたよりに、(タカシによって) その家が見つけれられた。  
 c. ??地図をたよりに、その家が見つかった。

「人」と「人、物」の関係を表す「たよりに」と対比して、「事象」と「事象」の関係を表す「関数名詞」として西垣内 (2016) が考えたのは「きっかけ」である<sup>2</sup>。(西垣内 2016, 164, (89a-c))

<sup>1</sup>Max 演算子は、Sharvit (1999) などで用いられている、唯一性または最大値を表す演算子である。

<sup>2</sup>「事象」と「事象」の関係を表す「関数名詞」として「契機」「理由」などがあげられる。西垣内 (2016, 2018) では

- (6) a. 住民の通報をきっかけに、警察が犯人の居場所をつきとめた。  
 b. 住民の通報をきっかけに、犯人の居場所が(警察によって)つきとめられた。  
 c. 住民の通報をきっかけに、犯人の居場所が判明した。

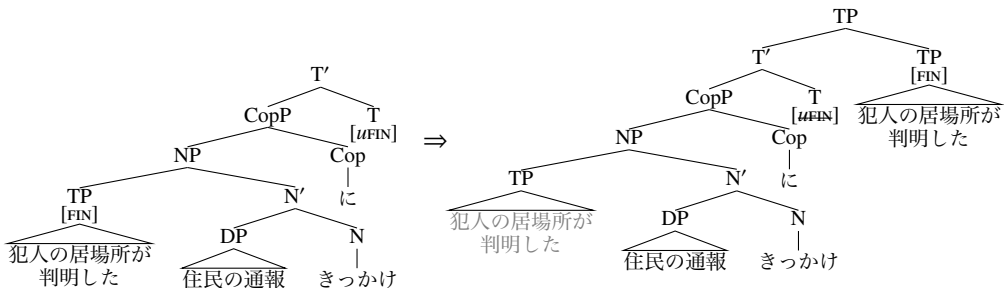
これらの文ではいずれも、「きっかけ」が表しているのは「住民の通報」という事象と、主文の中の特定の項ではなく、主文が表す事象の関係である。とりわけ重要なのは、主節が非対格構文で、「行為者」の役割を持つ項を含まない(6c)が容認性が高いことである。

「たより」が「(たよる)人」と「(たよられる)人、物(道具など)」の関係を表し、「きっかけ」が「事象」と「事象」の関係を表すというそれぞれの特性が、「Xをたよりに」が、三宅(2011)の言い方では、主節の項を「修飾」し、「Xをきっかけに」が主節を「修飾」することの根拠となる。これにとどまらず、関与する名詞の性質をていねいに考察することが、従来気づかれなかったこの構文の特性を明らかにすることにつながる。以下の節でこのことを示していく。

### 2.3. 「関数名詞句」からの派生

西垣内(2019)は、西垣内(2016)の分析を改訂して、(6a-c)の「きっかけ」を含む例を、「きっかけ」を主要部とする「関数名詞句」の外項を占める節(TP)を移動規則によって主節にするという趣旨の派生を提案している。

(7)



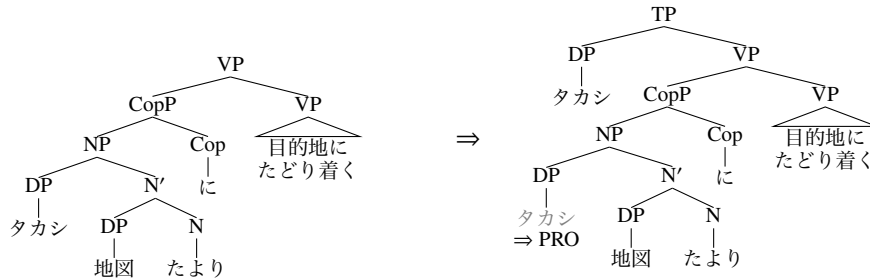
この移動を動機づける要素として、CopP (Copula Phrase) と併合する T[u<sub>FIN</sub>(ITE)] の存在を提案する。これは、節は定形 (finite) の主節を持つことが必要であるという直感を具現化するものである。

西垣内(2019)は、「たより」を主要部とする「XをYに」においては、外項に現れる「人」を表す名詞句を主節の主語へ移動する、Hornstein (2001) など主張されている義務的コントロール (Obligatory Control: OC) の派生が関わっていると主張している。

(i) 「体力の限界」を理由に、同力士が引退届を提出した。

のような「理由」を含む文について考察し、「視点」に関連する特性について分析を提示している。

(8)



これによって、「XをYに」はすべて「関数名詞句」の外項が移動をうけることで派生されることになる。

#### 2.4. 「相手」など

ところが、「はげみ」などと同じく「人(の集合)」を項としてとられる「相手」を含む「XをYに」を観察すると、このような西垣内(2016)のコントロールに基づく分析では捉えることができない現象が存在することがわかる。次の文を考えてみよう。

- (9) a. MLB オールスターを相手に、侍ジャパンが熱戦を制した。  
 b. MLB オールスターを相手に、侍ジャパンの先攻で試合が始まった。

問題は、(9b)が容認性が高いことである。(9b)の「侍ジャパン」は、これまでに知られているコントロール現象でコントローラとして認定される、主節の主語でもなければ「行為者」でもない。

このことは、「相手」という関係を表す表現が、何と何の関係を表すものかをよく考える必要があるということを示している。「相手」ということばは、「侍ジャパン」と、「MLB オールスター」の間の、「人(の集合)」と「人(の集合)」の関係を表す語と考えられがちである。しかし、ここで使っている「相手」という「称号」は「MLB オールスター」が永続的に持っているものではなく、試合が行われている間だけ有効なものである。次の例が示すように、主節に「侍ジャパン」が現れる必要もないようである。

- (10) a. MLB オールスターを相手に、激しい戦いが繰り広げられた。  
 b. MLB オールスターを相手に、激しい戦いが勝利に終わった。

(10a)の受動文では、「侍ジャパンによって」が隠されている可能性があるが、(10b)の非対格構文では「侍ジャパン」が現れる余地がない。(10b)が可能であることが示しているのは、「相手」が「試合が行われる」という「イベント」と「人(の集合)」の関係を表すものだという点である。命題表現で表される「イベント」と個体レベルの表現の関係を表すという点では、「相手」は(1c)の「舞台」と性質が同じだということになる。

「上司」「部下」などは、純粹に「人」と「人」の関係を表すと思われる名詞だが、これらを含む「XをYに」の構文では主節の内容による制限が見られる。

(11) 山田くんを{\*部下に / 同行者に}, 鈴木部長がヨーロッパ出張に行った。

実は、「部下」「同行者」も、「人」と「イベント」(ヨーロッパ出張)の関係を表すのである。「ヨーロッパ出張」の間だけ有効な「称号」としては「部下」よりも「同行者」が適切である。

「母」「父」など親族関係を表すことばは「人」と「人」の関係を表していそうだが、

(12) 舞台女優を母に, セールスマンを父に, ナンシーは

a. 生まれた。(村木 1983, 285)

b.??言語学者になった。

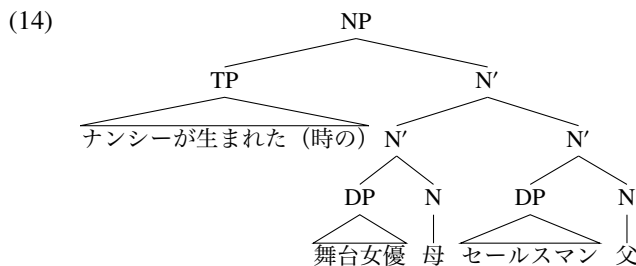
この対比が示していることは、「母」「父」は「人」と「その子どもが生まれること」というイベントの関係を表していることである。

ついでながら, (12a) のように等位接続構造を持った「XをYに」は相当する「指定文」を作ることができない。

(13) \*舞台女優が, セールスマンが, ナンシーが生まれた時の(それぞれ)母, 父だった。

この(12a)と(13)の対比は「指定文」と「XをYに」の間の平行性が成り立たないことを示すひとつのケースと考えられるが, また同時にこの2つの構文がともに「関数名詞句」から移動操作によって派生されることの証拠でもある。

われわれの分析では, (12a) は, 次のような, N' が等位接続された構造を持つ「関数名詞句」から派生される。



この構造の外項である「ナンシーが生まれた」は構成素を成すので主節に繰り上げられることによって(12a)が派生されるが, 「舞台女優」「セールスマン」は構成素を成さないので「指定文」を派生することができない。

## 2.5. 「たより」 vs. 「相手」

これまでの議論で, 「たより」「誇り」「はげみ」のタイプと, 「相手」「同行者」のタイプの「関数名詞句」の性質の違いが明らかになってきた。

(15) a.  $[_{NP} [人] [_{N'} [特性] [_N \{たより / 誇り / はげみ\}]]]$

b.  $[_{NP} [事象] [_{N'} [人] [_N \{相手 / 同行者\}]]]$

「たより」「誇り」では「人」が外項として現れるのに対し、「相手」「同行者」では「人」が内項として現れる。「相手」「同行者」の外項に現れる「事象」は節つまり TP であり、「X を Y に」の派生では「きっかけ」の場合と同じ (7) に示される移動規則によって主節が派生される。

### 3. 構造的連結性 (connectivity)

この節では、ここまで展開してきた「X を Y に」を「関数名詞句」から外項を移動することによって派生する分析に対する、「構造的連結性」(connectivity) の観点からの証拠を提出する。「構造的連結性」とは、発音される形式では見られない構造的関係 (c 統御) が、「関数名詞句」を仮定することで顕在化されることを言う。ここでは、代名詞の量化表現による変項束縛、複数の量化表現どうしの相対スコープ関係、および「数量詞分離」の現象に基づく議論を提示する。

#### 3.1. 代名詞の変項束縛

次の文には、代名詞「そこ」が量化表現「各社」に束縛される解釈を持つことについて容認性の対比がある。

- (16) a. そこ<sub>i</sub>の関連企業をたよりに、各社<sub>i</sub>が海外進出を計画している。  
 b.?\*そこ<sub>i</sub>の不祥事をきっかけに、各社<sub>i</sub>が業績を悪化させた。  
 c.?\*そこ<sub>i</sub>の顧問弁護士を相手に、各社<sub>i</sub>が訴訟を起こした。

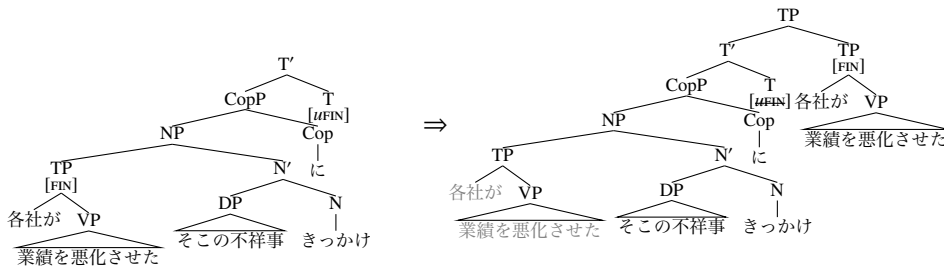
これらの文の間の変項束縛の解釈に関する容認性の差異は、これらが次の「関数名詞句」から派生することで説明される。

- (17) a. [<sub>NP</sub>各社<sub>i</sub>の [<sub>N'</sub>そこ<sub>i</sub>の関連企業 (という) [<sub>N</sub>たより]]]  
 b. [<sub>NP</sub>各社<sub>i</sub>が業績を悪化させた (ことの) [<sub>N'</sub>そこ<sub>i</sub>の不祥事 (という) [<sub>N</sub>きっかけ]]]  
 c. [<sub>NP</sub>各社<sub>i</sub>が訴訟を起こした (時の) [<sub>N'</sub>そこ<sub>i</sub>の顧問弁護士 (という) [<sub>N</sub>相手]]]

「関数名詞句」(17a) では量化表現「各社」が外項の位置を占めており、内項に含まれる代名詞「そこ」を c 統御していることが (16a) において変項束縛の解釈が可能なることを説明し、(17bc) では量化表現「各社」が外項の位置を占める節の中に含まれており、内項に含まれる代名詞「そこ」を c 統御していないことが (16bc) において変項束縛の解釈が可能でないことを説明する。

この (16a) と (16bc) の間の対比は、本論文の主張する、問題の構文を移動によって派生する分析を、従来の移動を用いない考察と区別する重要な意味を持っている。本論文の分析では、(16b) は次のように派生される。

(18)



本論文の分析では、左側の移動前の構造において「各社」が「そこ」をc統御していないことが(16b)において代名詞束縛が得られないことの説明となる。それに対し、従来のこの構文についての考察では、移動規則は関与していない。従って、(16a-c)はいずれも(18)の右側の構造から痕跡を除いたものを参照することになる。主節の主語がTPに付加された構成素の内部の要素(代名詞)をc統御しているかは「c統御」がどのように定義されるかに依存するが、「支配」=「すべての切片(segment)によって含むこと」という定義では主節の主語は付加表現の中の要素をc統御することになり、(16a-c)はいずれも代名詞束縛の解釈を許すという予測をすることになる。

### 3.2. 量化表現の相対スコープ

次の文の間には、量化表現の相対スコープの解釈について、対比がある。

- (19) a. 1枚の写真をたよりに、学生たちがそれぞれの調査をはじめた。  
 b. ひとりの発言をきっかけに、学生たちがそれぞれの意見を述べた。  
 c. ひとりの教授を相手に、学生たちがそれぞれの意見を述べた。

(19a)は、学生たちが1枚の写真を共有していて、その1枚の写真をたよりに学生たちそれぞれの調査をはじめたという解釈と、学生それぞれが1枚の写真を持っていて、それぞれがその写真をたよりに調査をはじめたという解釈が可能である。それに対し、(19b)では、ひとりの人が発言し、それをきっかけに学生たちが意見を述べたという解釈のみが可能で、学生のそれぞれにきっかけとなる発言があったという解釈は不可能である。(19c)においても、学生のそれぞれにとって相手となる教授がひとりずついたという解釈はあり得ない。

このことは、(19a-c)がそれぞれ次のような「関数名詞句」から派生されると考えることで説明される。

- (20) a.  $[_{NP}$ 学生たちの  $[_{N'}1$ 枚の写真(という)  $[_N$ たよりに]]  
 b.  $[_{NP}$ 学生たちがそれぞれの意見を述べた(ことの)  $[_{N'}ひとりの発言(という)  $[_N$ きっかけ]]$   
 c.  $[_{NP}$ 学生たちがそれぞれの意見を述べた(時の)  $[_{N'}ひとりの教授(という)  $[_N$ 相手]]$



(20a)では「関数名詞句」の中で「学生たち」が「1枚」をc統御していることが、(19a)で学生それぞれが1枚の写真を持っているという「学生たち」が広いスコープをとる解釈が可能であることを説明する。(20bc)では「関数名詞句」の中で「学生たち」が外項の節の中にふくまれていて、内項を占める「ひとり」をc統御していない。このことが(19bc)で「学生たち」が広いスコープをとる解釈が存在しないことを説明する。

### 3.3. 数量詞の分離

次の2つの文には、非常に微妙な意味の違いがあると感ぜられる。

- (21) a. 全員の当選を目標に政治家たちが新しい会派に加わった。  
 b. 全員の当選を目的に政治家たちが新しい会派に加わった。

(21a)の支配的な解釈は、関与する政治家たち全員の目標が当選することで、それを目標に会派に加わったというもので、(21b)の、少なくとも可能なひとつの解釈は政治家たちが会派に加わったことの目的が、その会派の成員全員が当選することだったというものである。この後者の解釈は(21a)ではあり得ないと思われる。肝心なことは、(21a)では「全員」が主節の主語である「政治家たち」を量化するのに対し、(21b)では「全員」が主節の主語「政治家たち」以外の集合を量化する解釈が可能だということである。

(21a)で「全員」が構造として離れた位置にある「政治家たち」を量化する解釈が支配的であることを、どのように説明すればよいのだろう。

このことには、「目標」と「目的」の「関数名詞」としての性質の違いが関わっている。「目的」は「事象」と「事象」の関係を表す用法が主たるもので、「人」と「事象」の関係を表す用法が二次的であるのに対し、「目標」は「人」と「事象」の関係を表す用法が支配的である。この違いは、次の「指定文」を見ることで明らかになる<sup>3</sup>。

- (22) a. 全員の当選が政治家たちの{目標/?目的}だ。  
 b. 全員の当選が政治家たちが新しい会派に加わった(ことの){??目標/目的}だ。

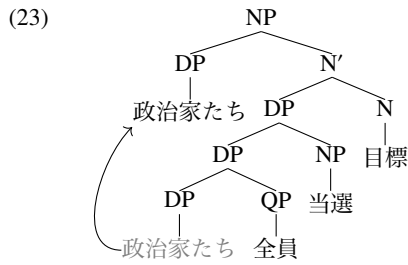
(22a)においても、「全員」が「政治家たち」を量化する解釈が支配的であり、(22b)では「全員」が「会派」のメンバーを量化する解釈が可能である。

これは、(21a)、(22a)が次のような「関数名詞句」から派生する可能性があることによつて説明される。

<sup>3</sup>(22a)を見ると、「目的」が「人」と「事象」の関係を表す用法はさほど悪くないように思えるが、それは「政治家」という記述内容を持った表現が使われているからと考えられる。次の2つの指定文には容認性の差があると思われる。

- (i) a. 巨額な身代金を得ることが犯人の目的だ。  
 b. ??巨額な身代金を得ることが田中の目的だ。

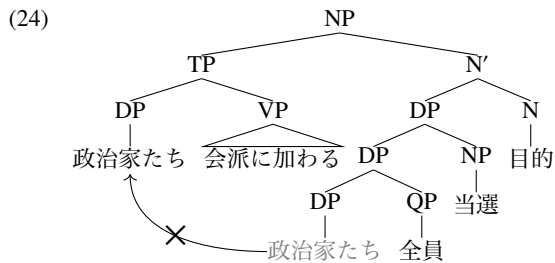
「犯人」という記述内容のある表現が「犯行」という「事象」を前提する、ないしは想起させる効果をもつことによるもので、これは「目的」が本来「事象」と「事象」の関係を表すものであることを示す事実である。(ib)は先行する文脈で「田中」が何か犯罪を犯した内容が言及されていなければ容認性が低くなる。



「目標」を主要部とする「関数名詞句」の内項の一部として「政治家たち」「全員」が構成素をなす形で生成される。その「関数名詞句」の外項が、あらたな構成素が併合で導入されるのではなく、内項の一部である「政治家たち」が外項の位置へ移動を受けることで形成される。これは、Sportiche (1988) による数量詞分離 (quantifier float) の現象の分析に沿うものである。

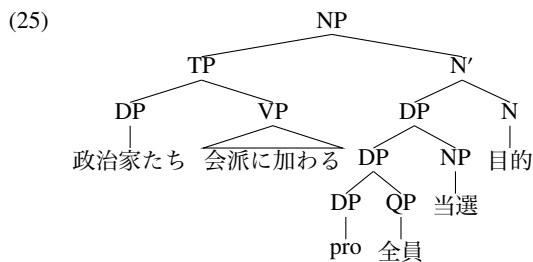
このように、「政治家たち」が「全員」と構成素をなす構造が派生の中で存在したことが、(21a), (22a) において「全員」が「政治家たち」を量化する解釈が支配的であることを説明する。

一方、(21b), (22b) の派生では、「政治家たち」が「全員」と構成素をなす位置から「関数名詞句」の外項の位置へ移動することは許されない。



外項が「事象」を表す TP であり、その主語、すなわち移動の元位置を c 統御しない位置への移動となるからである。

とすると、(21b), (22b) の派生には次のような構造が関わっていると考えられる。



この構造で「全員」と構成素をなしているのは pro であり、「全員」は pro を量化する。Pro の指示は c 統御のような構造的関係ではなく、ある程度の顕現性 (salience) のある表

現によって決定されることが、「政治家たち」だけでなく「会派」が「全員」の量化の対象となり得ることを説明する。

#### 4. 意味に関わる問題

##### 4.1. 名詞の意味と時の解釈

2.4節で、「部下」を用いた「XをYに」を作ることができないことを示す例として(11)を観察した。

(11) 山田くんを{\*部下に / 同行者に}, 鈴木部長がヨーロッパ出張に行った。

しかし、次の例では「Xを部下に」が可能である。

(26) 優秀なスタッフを部下に, 鈴木部長が同社の再建に成功した。

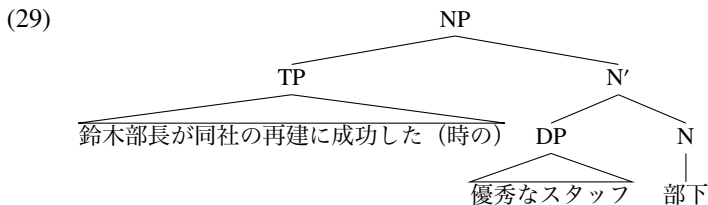
このことは、「関数名詞」の意味特性が主節 (=「関数名詞句」の外項) で表される事象の「時」に関する意味特性に言及することが不可欠であることを示している。つまり、(11)においては「部下」「同行者」の意味が「ヨーロッパ出張」にかかる時間によって決定されるので、後者のみが見えるが、(26)においては「同社の再建」にはまとまった時間が想定されるので、「部下」が見えるということが考えられるが、ここで問題となるのは単に時間の長さということではない。

(27) 山田くんを{\*部下に / 同行者に}, 鈴木部長が6ヶ月のヨーロッパ出張に行った。「部下」という「称号」が「ヨーロッパ出張」によって限定されることが問題なのである。

「時」の概念が(26)の解釈に関与することは、(26)に対応する「指定文」が次のようなものでなければならないことで示される。

(28) 優秀なスタッフが, 鈴木部長が同社の再建に成功した{時の / \*ことの / \*Ø}部下だった。

(26), (28)ともに次の「関数名詞句」から派生する。



この「関数名詞句」の内項が焦点化されることで(28)が派生されるのだが、その時外項である節は「時の」が補われなければならない。「関数名詞句」の定義(2)で、外項は主要部名詞の意味範囲を限定するということを述べたが、「部下」が主要部の時は、外項が「時」に関して限定しているということを示す事実である。

さらに注目すべきことは、(11)に対応する「指定文」では、「部下」「同行者」いずれもコピュラ「だ」の直前に用いることができることである。

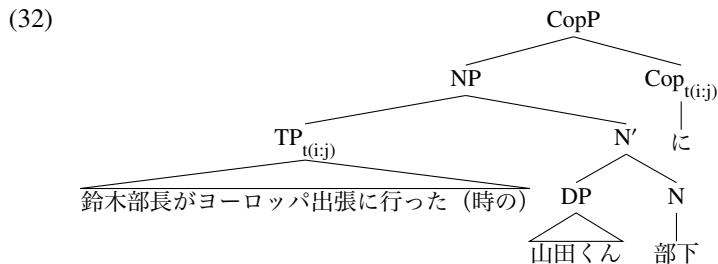
(30) 山田くんが、鈴木部長がヨーロッパ出張に行った時の{部下 / 同行者}だった。  
これは、「指定文」と「XをYに」の間の平行性が必ずしも成り立たないことを示すもう一つの重要な事実であるが、(11)と(30)の対比は、「指定文」と「XをYに」の持つ意味的特性のきわめて微細な違いを示すものでもある。

(11)で「山田くんを部下に」が使えないのは、「関数名詞句」主要部「部下」の意味が、その外項「鈴木部長がヨーロッパ出張に出かけた時」によって「時」に関して限定されることによる。そのことによって、「部下」という「称号」が「ヨーロッパ出張」の間だけ有効となるが、これはこの語の意味としてふさわしくないことになる。それに対し、「指定文」(30)では、そのような「時」に関する制約がないので「部下」を使って差し支えないということである。

言い換えれば、(31a)で示されるように、(11)の「山田くんを部下に」は「ヨーロッパ出張」と厳密に同期化 (synchronized) されていなければならないが、(30)での「山田くんが部下(だ)」は、(31b)で示されるように、「ヨーロッパ出張」を「時」に関して包摂するような関係にあることが、あくまでひとつの可能なあり方として許される。

- (31) a.  $\left\langle \begin{array}{c} \leftarrow \text{山田くんを}\{*\text{部下に} / \text{同行者に}\} \rightarrow \\ \leftarrow \text{ヨーロッパ出張} \rightarrow \end{array} \right\rangle$   
b.  $\left\langle \begin{array}{c} \leftarrow \text{山田くんが部下だ} \rightarrow \\ \leftarrow \text{ヨーロッパ出張} \rightarrow \end{array} \right\rangle$

(31a)で示される、「XをYに」の持つ「同期性」という特性は、その内容を統語論ですべて捉えることはできないが、「XをYに」の「に」がコピュラ「だ」ないし「なり」の連用形であることに密接な関連性があると考えられる。つまり、コピュラ「に」は時(制)に関して不定形であり、自律的に「時」の値を持たず、また上位の動詞的要素から「時」についての値を与えられることもないので、構造的に近い構成素、この場合は「関数名詞句」の外項を占める節から「時」に関する値を得ると考える。



これによって、「山田くん」と「鈴木部長のヨーロッパ出張」の間の「部下」という関係が「鈴木部長のヨーロッパ出張」が成り立つ*i*から*j*という時間 (*t(i;j)*)で表す)の間のみに成り立つことが示される。

この「時」に関わる指定が「部下」という関係を表す語の意味とそぐわないことが(11)の容認性が低いことを説明するが、分析が完結するには「部下」の意味特性の関与する側面が捉えられなければならない。

#### 4.2. 「監督」「学長」など

「監督」「学長」は、「団体」と「人」の関係を表す表現と思われるが、

(33) a. 稲葉篤紀を監督に、「侍ジャパン」の快進撃がつづいた。

b. 財前教授を学長に、S大学の評価が高まった。

の容認性が示すように、「団体」を表す項について $\theta$ 役割に関する制約はなさそうであり、これらも実は「人」と「事象」の関係を表す「関数名詞」であると考えられる。しかし、これらは関連づけられる「事象」について制約がある。

(34) a.??稲葉篤紀を監督に、試合が始まった。

b.??財前教授を学長に、日本の教育水準が上がった。

関連づけられる「事象」の中にどこの監督か、学長かという団体(名)が含まれていなければならない。しかし、(33ab)の容認性が示すように、団体(名)が現れる位置は主語のような指定される位置である必要がない。また、次の例が示すように、団体(名)が明示されず、含意されるようなものであってもかまわない。

(35) 稲葉篤紀を監督に、対MLBオールスター戦が始まった。

「対MLBオールスター」から「侍ジャパン」が含意されるので、この文は許されるのである。しかし、「侍ジャパン」が言及ないし含意されていさえすればよいのではない。

(36) \*稲葉篤紀を監督に、「侍ジャパン」が解散した。

のような文の容認性が低いことを考えると、「侍ジャパン」の存在が含意される時間に関する、4.1節で考察した制約が関わっていると思われる。ここでも、「XをYに」と「指定文」との非平行性が見られる。次の「指定文」は、(36)と比べてなら容認性に問題がない。

(37) 稲葉篤紀が「侍ジャパン」が解散した時の監督だった。

このように、関連する「事象」の中に何らかのかたちで団体(名)が言及ないし含意さえしていなければならないという制約は統語論の中では捉えられない。このような現象によってこそ、統語論と(語彙)意味論の接点が明らかになる。この接点に切り込んで行くことが、今後の研究の課題である<sup>4</sup>。

#### 5. 「XをYに」と「XをYにして」の相違点

本節では、「XをYに」と「XをYにして」はまったく異なる統語構造と派生を持つものであることを示す。村木(1983, 267-268)が主張する省略については、寺村(1983)による、この省略が無制限に行われるものではないという指摘があるものの、「XをYに」が「XをYにして」とは構造として異なるものであるという考え方は、「音形を持った[主要部]表現が現れない」という表現をする大島(2017)も含めて先行研究には存在しない。

<sup>4</sup>西垣内(2016)は、同様の、統語論で捉えられない問題を、「(酒の)肴」「素材」を含む「XをYに」について指摘している。

西垣内 (2019) では、従来の「非飽和性」に基づく考察では気づかれなかった「XをYに」の派生に対する制限を明らかにしている。次に示すように、西垣内 (2019) でそのような制限のために容認性が低くなっているとした例のほとんどが、「XをYにして」とすると容認性が改善されるのである。

- (38) a. 筒香嘉智を選手にして、侍ジャパンが勝利をつづけた。Cf. 西垣内 (2019, (8b))  
 b. 地図をたよりにして、その家が見つかった。Cf. 西垣内 (2019, (20c))  
 c. 自分の昇任を {誇り / はげみ} にして、山田くんの営業成績が上がった。Cf. 西垣内 (2019, (26b))  
 d. 子どもの成長をはげみにして、山田くんが課長になった。Cf. 西垣内 (2019, (28))

(38a) の容認性が高いということは、「XをYにして」の派生に「関数名詞」が関与していないことを示している。

西垣内 (2019) および本論文が提案する「XをYに」の構造と派生は (7), (8) で示したとおりだが、そこでも述べたように、「XをYに」の「に」は「にして」から省略によって派生されたのではなく、コピュラ「だ」あるいは古典日本語の「なり」の連用形であろうと考える。

本分析では、「XをYにして」は次のような構造を持つものと考えられる。

- (39) [<sub>TP</sub> pro [<sub>VP</sub> [<sub>SC</sub> XをY] にし] て]

この構造には「XがYだ」の関係を示す小節 (small clause) が含まれ、主語に非義務的コントロール (non-obligatory control, NOC) を受ける pro があると考えられる。NOC に課せられる条件はゆるやかなもので、「行為者」の  $\theta$  役割を持つ項を探すのではなく、ある程度の顕現性 (salience) をもった項であればコントローラになれることが (38cd) の容認性を説明する。(38b) には候補者となれる項も存在しないが、「(私たちは) その家が見つかった」のような隠れた談話トピックが pro のコントローラになることが考えられる。

- (40)?? 地図をたよりに、私たちはその家が見つかった。

のように、「XをYに」では「私たちは」を補っても容認性の改善にあまりつながらないことは、この構文に関わる OC が「行為者」の  $\theta$  役割を持つ主語のみを探すことを確認する意味がある。

4.1 節で、(11) について、「部下」が使えないことを観察した。しかし、次の例が示すように、「Xを部下にして」はまったく問題がない。

- (41) 山田くんを部下にして、鈴木部長がヨーロッパ出張に行った。

しかし、この文の支配的な解釈は、鈴木部長がヨーロッパ出張へ行く前に山田くんを部下にして、「山田くんが部下である」が成り立つ時が鈴木部長のヨーロッパ出張を包摂している、(31b) で表される2つの事象の関係が当てはまるものである。「XをYに」が要求する、2つの事象の厳密な同期性は、ここでは求められない。

ここまで、「XをYにして」の方が「XをYに」より制限がゆるいことを示唆するケースを見てきた。しかし、次の文では、「して」がある方が容認性が下がるように思われる。

- (42) a. ?3件の証拠を根拠に (??して), 被告は有罪だ。  
b. ?肺呼吸を根拠に (\*して), 鯨は哺乳類だ。

「XをYにして」の容認性が低いことは、これらの文の主節が述定コピュラ文で、proをコントロールする項を含まないことで説明される。

これらの「XをYに」は、それぞれ次の「指定文」に対応する。

- (43) a. 3件の証拠が, 被告が有罪であることの根拠だ。  
b. 肺呼吸が, 鯨が哺乳類であることの根拠だ。

(42ab)の「XをYに」が(43ab)の容認性が予測するよりすわりが悪いことは、「XをYに」と「指定文」の非平行性を示すもうひとつの証拠であるが、これは大島(2017)によって議論されている、「付帯条件」を表す「XをYに」の主節の時制に関わる特性に関連すると思われる。(42a)については、この文の主節に時制を明示する表現を加えると、「XをYに」「XをYにして」いずれも容認性が高まる。

- (44) 3件の証拠を根拠に (して), 被告は有罪となった。

(42b)については、この文の主節が総称の述定文であるため、時制の要素を補うことができない。

## 6. おわりに

本論文では「関数名詞句」から移動操作を用いる方法に基づいて「XをYに」の統語構造と統語的派生を示す西垣内(2019)による分析の要点を示した上で、代名詞束縛、量化表現の相対スコープ、「量化詞分離」の現象に基づく「構造的連結性」の議論を提示し(3節)、「時」に関する解釈など、統語論分析だけでは捉えられない意味的な要因についての議論を行い(4節)、西垣内(2019)で主張している「XをYに」と「XをYにして」は構造的に違うものだという議論に、主に「時」の解釈に関連した議論を追加して詳しい議論を提示した。

また、西垣内(2019)の主張のポイントのひとつは三宅(2011)以来この現象についての研究で共通認識となっている、この構文と「指定文」との間の平行性がいずれも「関数名詞句」から移動によって派生することから由来する二次的な現象に過ぎないということであるが、本論文では、そのような平行性が成り立たないことを示す複数のケースを2節、4節で提出した。

## 参考文献

- Hornstein, Norbert (2001) *Move! A Minimalist theory of construal*. Malden, MA: Blackwell.  
三宅知宏 (2011) 『日本語研究のインターフェイス』東京：くろしお出版。  
村木新次郎(1983) 「「地図をたよりに, 人をたずねる」という言いかた」渡辺実(編)『副用語の研究』: 267–292. 東京：明治書院。

- 西垣内泰介 (2016) 「指定文」および関連する構文の構造と派生」『言語研究』150: 137–171.
- 西垣内泰介 (2018) 「視点シフト」といわゆる「非飽和名詞」 *Theoretical and applied linguistics at Kobe Shoin* 21: 151–169.
- 西垣内泰介 (2019) 「「地図をたよりに」の構造と派生」『日本語文法』 19 (1).
- 大島デイヴィッド義和 (2017) 「主要部を持たない日本語従属節: 「シテ」・「言ッテ」・「思ッテ」の不在」『言語研究』 151: 1–35.
- Sharvit, Yael (1999) Connectivity in specificational sentences. *Natural Language Semantics* 7(3): 299–339.
- Sportiche, Dominique (1988) A theory of floating quantifiers and its corollaries for constituent structure. *Linguistic Inquiry* 19(3): 425–449.
- 寺村秀夫 (1983) 「『付帯状況』表現の成立の条件—「XヲYニ・・・スル」という文型をめぐって—」『日本語学』 2 (10): 38–46.

**Author's web site:** <https://researchmap.jp/KelKroydon/?lang=japanese>

(受付日: 2019年1月10日)